○ 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

一 一 ~ 二 十 (略)	二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第一 一〜二十 (略)
。 ものとされるものを含む。) で当該宅地又は建物に係るものとする	。 ・ のとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする
び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による	び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による
上地に関する工芸	-地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条
お従前の例に	り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又
P法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定↑ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定による。 1977、1987年1987年1987年1987年1987年1987年1987年1987年
」。) こ基づく制限で当亥宅地又は書勿こ系るもの及び鄁市計画去掲げる独律の規定(これらの規定は基づく命令及び条例の規定を含	い。) こ基づく削退で当该宅地又は書勿こ系るもの及び都市計画法掲げる没律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含
14	
第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め	9三十五条第一項第二号の法令に基づく制
(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)
二十~二十七 (各)	二十~二十七 (各)
	百二十三号)第二十三条第一項の許可
	十九の二 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第
一~十九 (略)	一一~十九 (略)
分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処	第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処
(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)
現	改 正 案